

# 宇治市教育委員会臨時会会議録

日 時 平成26年12月10日(水) 午前8時 開議

場 所 宇治市役所 601会議室

## 会 議 日 程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について  
日程第2 会期について  
日程第3 議案第25号 平成26年12月宇治市議会定例会提出議案に係る意見聴取について

会議に付した事項 会議日程と同じ

出席者

(教育委員)

委 員 長	西 野 正 博
委員長職務代理者	金 丸 公 一
委 員	久 富 明 宏
委 員	中 筋 齊 子
委員(教育長)	石 田 肇

(出席職員職氏名)

部 長	中 村 俊 二	次長(兼教育総務課長)	畑 下 茂 生
-----	---------	-------------	---------

(書記職員職氏名)

教育総務課企画庶務係長	宇 野 裕 美	教育総務課主事	久 野 晴 香
-------------	---------	---------	---------

開 会 (午前8時)

開会宣言 委員長が12月教育委員会臨時会の開会を宣言する。

- 日程第1 会議録署名委員の指名について  
委員長から宇治市教育委員会会議規則第13条第3項の規定により、中筋委員を指名する。

## 日程第2 会期について

委員長から1日限りとする旨の提案があり、全会一致で決定する。

## 日程第3 議案第25号 平成26年12月宇治市議会定例会提出議案に係る意見聴取について

委員長より、本件は宇治市議会提案前の案件であり、公開することにより今後の市議会で影響を及ぼすと考えられるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項の規定により非公開とする旨の提案があり、全会一致で決定する。

また、委員長より、本件は教育長 石田肇氏の一身上に関する事件であるため、同条第5項の規定により退席を求める旨の説明があり、石田教育長が退席する。

[説明] 本議案は、平成26年12月宇治市議会定例会提出議案として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、宇治市長から12月9日付けで意見を聴取されているものである。提出議案は「平成26年度宇治市一般会計補正予算(第5号)」及び「特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例及び宇治市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて」であり、教育委員会としてこれに異議がないとするものである。

「平成26年度宇治市一般会計補正予算(第5号)」については、平成26年度宇治市職員の給与を京都府人事委員会勧告の内容に準じて改定するとともに、教育長の期末手当支給月数の変更等により補正するものである。

次に、「特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例及び宇治市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて」は、宇治市特別職報酬等審議会において、毎年度、他都市の状況、一般職の給与の動向等を総合的に考慮するという基本的な考えに基づき、市議会議員の報酬額並びに市長、副市長、水道事業管理者及び教育長の給料の額にかかる改定状況等について審査を行っており、今年度についても、本市の財政状況、府内各市及び全国類似団体等における財政指標等の状況を見据え、改定状況等の関係資料を基に検討した結果、市議会議員の報酬並びに市長、副市長、水道事業管理者及び教育長の給与の額はいずれも据え置き、期末手当については0.15ヶ月引き上げるものである。なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、平成27年度以降、教育委員長と教育長が一本化されて新「教育長」となる等の制度変更が予定されているが、現時点において、業務量が増加することには一定の理解をするものの、給料月額を改定するまでの根拠とはならないとの判断であった。

以上のとおり本議案は、特別職にかかる給与に関する条例改正と整合するよう、教育委員会教育長の給与についても同様の改定を行うものである。

[質 疑]

[委 員] 京都府人事委員会勧告があるごとに、整合するよう条例改正を行うのか。

[事務局] そうである。

[討 論] なし

[採 決] 採決の結果、全会一致で可決する。

**閉会宣言** 委員長が12月教育委員会臨時会の閉会を宣言する。

**閉 会** (午前8時10分)